

**地域におけるつながり・支え合い創出に係る人材養成等業務委託募集要項
(重層的支援体制整備事業における「地域づくり」推進に係る人材養成等業務)**

1 目的

本市では、令和6年度から重層的支援体制整備事業における「地域づくり」の推進に向け、各区・支所の地域と関わる所属間の情報共有や事業の展開を開始し、令和7年度からは、「新京都戦略」の下、互いにつながり、支え合い、生きがいを持って活躍できるウェルビーイングなまちづくりに向けて、各区・支所の地域コミュニティHubにおいて、地域におけるつながり・支え合いの創出に向け、取組を進めてきた。

令和8年度は、地域づくりに求められる行動や考え方について理解を深め、実践するための職員を対象とした研修・意見交換会及びモデル的に取り組む地域への伴走支援、必要な要素をまとめたコンセプトブックの作成を行うことを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託の名称

地域におけるつながり・支え合い創出に係る人材養成等業務委託
(重層的支援体制整備事業における「地域づくり」推進に係る人材養成等業務)

(2) 業務内容

「地域におけるつながり・支え合い創出に係る人材養成等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)(別紙1)のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月末まで

(4) 委託金額の上限

4,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 参加資格について

次に掲げる要件をすべて満たす者(以下「有資格者」という。)とする。

(1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者とする。

なお、競争入札有資格者名簿に登載されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有するものである場合は、競争入札参加有資格者とみなす。

(2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 団体又はその職員が暴力団の構成員でないこと。

(4) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 過去5年（令和3年度から令和7年度まで）の間に、募集業務と同種・類似業務を受託し、適切に業務を実施した実績を有すること。

4 応募方法

受託希望者は、次のとおり、企画提案書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 企画提案書（様式2）
- (ウ) 業務実績調書（様式3）
- (エ) 見積書及び経費内訳書

a 見積書（任意様式）

見積書は、仕様書に基づき業務の実施に要する全ての経費を積算のうえ提出すること。

b 経費内訳書（任意様式）

aの見積書に記載した経費の単価、工数（人、日）その他必要な経費の区分が分かるよう内訳を記載すること。

(オ) その他参考書類（会社概要・経歴・沿革が分かるもの）

京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ、以下の書類を提出してください。

- ・ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3箇月以内に発行のもの）
- ・ 登記事項証明書（全部事項証明）（法人の場合）又は印鑑証明書（個人の場合）（提出日の直前3箇月以内に発行のもの）
- ・ 納税証明書（提出日直近1箇年分の納税に係る証明書）
 - a 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税
 - b 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る）
- ・ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式4）

イ 提出部数

原本1部、写し3部の合計4部

※（イ）（ウ）の写しについては、提案者が類推できる表現を削除したもの

とすること。

※ (エ) については、印鑑を押印した原本を1部提出するとともに、写しについては提案者が類推できる表現を削除したものとすること。

ウ 提出期間

令和8年4月15日(水)午後5時まで

※ 郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法にて、上記指定時刻までに提出先に必着のこと。

※ 持参の場合は、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に事前に連絡のうえ提出先に持参すること。

※ 電子メールによる提出は認めない。

エ 提出先

「11 問合せ先及び提出先」参照

(3) 参加資格審査及び審査結果の通知

提出された業務実績調書等により参加資格の有無を確認する。その結果、参加資格の要件を満たしていないと認められた者、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び参加申出書等に虚偽の内容が記載されている場合は、本件プロポーザルに参加することはできないものとし、電話又は電子メールにより、理由を付してその旨を通知する。

(4) 留意事項

ア 参加申込書の提出後、応募を辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出すること。

イ 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とする。

ウ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

エ 提出された全ての書類等は返却できない。

オ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合のほか認めない。

カ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

キ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

ク 提出後に参加資格がないことが判明した場合は、審査を行わない。

5 質問について

(1) 質問方法

地域におけるつながり・支え合い創出に係る人材養成等業務委託仕様書等に係る質問票(様式6)を電子メールにより「11 問合せ先及び提出先」に提出し、必ず電話で着信確認を行うこと。面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(2) 質問提出期限

令和8年4月8日(水)午後5時まで

※ 質問提出期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に文化市民局地域自治推進室連携改革・区政担当のウェブページに掲載する。

6 受託候補者の選定に関する審査

受託候補者の選定のために組織する審査委員会が、企画提案書等に基づき審査を行う。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準（別紙2）に基づき受託候補者を選定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施することがある。ヒアリングの実施については京都市から別途通知する。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

7 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

前記「6 受託候補者の選定に関する審査」に基づき、企画提案書等の内容について審査を行い、審査員の評価点の平均点に基づき全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。ただし、審査員の評価点の平均点が満点の6割に満たない場合は受託候補者に選定しない。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、書面をもって通知する。（令和8年4月22日（水）までに通知予定）

なお、審査結果についての異議は一切受け付けない。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

(4) 選定結果の公表

京都市ホームページ「京都市情報館」において、参加した事業者及び評価点を公開する。

8 契約について

選定された受託候補者と協議のうえ、契約を締結する。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とする。

9 留意事項

選定された受託候補者は、業務委託の開始時まで、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了すること。

10 スケジュール

日 時	内 容
令和8年4月8日（午後5時まで）	質問票受付締切
令和8年4月15日（午後5時まで）	提出書類受付締切
令和8年4月17日	参加資格の要件を満たしていないと認められた者への通知
令和8年4月22日まで（予定）	審査結果通知送付
令和8年4月下旬（予定）	契約締結

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
(分庁舎地下1階)

京都市文化市民局地域自治推進室連携改革・区政担当（担当：竹中、石田）

Tel (075) 222-3047

Fax (075) 222-3042

E-Mail chiikizukuri@city.kyoto.lg.jp

地域におけるつながり・支え合い創出に係る人材養成等業務委託仕様書

本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従って実施するものとする。

1 委託業務名称

地域におけるつながり・支え合い創出に係る人材養成等業務

2 履行場所

京都市内

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務内容

(1) 目的

すべての人に「居場所」と「出番」がある社会の実現に向けて、つながりや支え合いが生まれるコーディネートを実践するために、必要なノウハウの習得を目的とする。

(2) 業務内容

区地域コミュニティHubが取り組む、重層的支援体制整備事業における「地域づくり」・「参加支援」に係る業務や、公共空間をまちに開く業務、その他区民や地域を対象とする業務において、つながりや支え合いが生まれるコーディネートに必要な行動や考え方について理解を深め、実践するため、職員を対象とした研修・意見交換会の実施、研修・意見交換会等を踏まえながらモデル的に実践する地域への伴走支援、研修・意見交換会や伴走支援における事例等、すべての人に居場所と出番を目指す目的や実現のための方法等について区・支所職員全員が理解しやすい形でのコンセプトブックの作成を行うこと。

① 職員への研修・意見交換会

【内容】

人や地域とつながりにくい住民、地域で孤立しがちな住民等を含め、すべての人の「居場所」と「出番」の創出につながるよう、以下の趣旨を盛り込んだ研修・情報交換会を実施する。

<研修に必要な要素>

- (ア) すべての人に居場所と出番のあるまち（地域共生社会）の理解促進
- (イ) 重層的支援体制における参加支援、地域づくり支援の理解促進
- (ウ) 多様な地域住民が会う場やきっかけづくりのコーディネート手法の習得
- (エ) 個々の地域住民の声や思い等を基にした、居場所や出番につなげるコーディネート手法の習得

(オ) (ア) ~ (エ) の取組を進めるためのチームビルディングの促進

【実施回数】

6回 1回あたり3時間程度

【参加対象者】

役職者を含む地域づくり・参加支援に関係する区・支所職員

【実施方法】

対面により実施

原則として、委託者からの講義、区・支所から研修テーマに資する事例の報告、職員の意見交換会を1セットで実施する。

【その他】

開催に必要となる一切の費用は本委託費に含むこと。

会場として、京都市役所を無償で使用することができる。

② 伴走支援

居場所や出番を生む「場」づくりにつながるよう、以下の業務を行う。

(ア) 本市が指定する区域を所管する区・支所や当該地域における本業務に関連する会議や協議等への参加

(イ) 場づくりの企画・検討及び実践を通じた理解の促進

(ウ) 伴走支援事例における「場」づくりまでの過程分析及び構造化

(エ) その他本業務に係る本市からの相談の求めへの対応

※ 電話、メール、オンライン等での対応を可能とするが、適切な伴走支援体制とすること。

③ コンセプトブックの作成

すべての人に居場所と出番を目指す目的や実現のための方法等について、①の研修・意見交換会や、②の伴走支援における事例、職員が抱える課題等の声を踏まえ、委託者と密に連携をとり、掲載する内容や紙面構成について企画を行い、区・支所職員全員が理解しやすい言葉やグラフィックでまとめたコンセプトブックを作成する。

【仕様】

ページ数：30ページ程度

サイズ：A4

校正：3回以上

【納品】

電子データ（形式は別途指示する）

【時期】

令和9年3月

5 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務の内容、日程等について委託者と協議すること。
- (2) 本委託業務に係る協議は、月1回程度を想定している。
- (3) 本業務の実施は、関係法令を遵守して行うこと。
- (4) 受託者は円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (5) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、本市の責めに帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (6) 受託者は、本業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (7) 受託者は、当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (8) 本業務の成果物の著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市の決定に従うこと。
- (10) 関係者等との調整により、研修回数等が変動する場合がある。この場合、本市と協議のうえ、変更契約を締結するものとする。

地域におけるつながり・支え合い創出に係る人材養成等業務委託 受託候補者審査基準

審査は受託候補者の選定のために組織する審査委員会が、企画提案書等の内容について審査を行い、審査員の評価点の平均点に基づき全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定します。ただし、審査員の評価点の平均点が満点の6割に満たない場合は受託候補者に選定しません。

1 目的

この基準は、地域におけるつながり・支え合い創出に係る人材養成等業務委託候補者の選定について、必要な事項を定めるものである。

2 審査基準

項 目		審 査 内 容	配 点
事業に対する基本的な考え方や事業実施体制	事業の実施体制 25点	①事業の趣旨・目的を十分に理解し、企画提案されているか。	10
		②同種、類似業務の実績があるなど、信頼性を有しているか。	10
		③事業を実施するのに十分な人員体制（経歴・配置計画等）となっているか。	5
事業実施内容	①市職員への研修 30点	④本事業の趣旨・目的を十分に理解し、提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした提案がされているか。	15
		⑤必要なスキルの習得と業務上の実践に効果が見込める企画内容であるか。	15
	②伴走支援 15点	⑥居場所や出番を生む「場」づくりの創出が期待できるか。	15
③コンセプトブックの作成 15点	⑦企画内容が本業務の目的に照らし合わせて、理論的かつわかりやすいものとなっているか。	15	
その他	価格 10点	⑧ $10 \times (\text{最低見積金額}) \div (\text{見積金額})$ 小数点以下は四捨五入	10
	市内事業者加点 5点	⑨市内に本社、支社又は支店を有するか（該当する場合5点）	5
			100点

3 審査委員会委員

- ・ 文化市民局地域自治推進室長
- ・ 文化市民局地域自治推進室 地域自治推進課長
- ・ 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 地域共生推進担当課長